

別紙

別居の父母等を認定する場合の仕送り額の取扱い

1 認定対象者が1人の場合

年間収入額をAとし、基準額を130万円とする。

(1) $A + (A \times 1 / 2) \geq 130$ 万円

仕送り額 = $A \times 1 / 2$

(2) $A + (A \times 1 / 2) < 130$ 万円

仕送り額 = 130 万円 - A

2 認定対象者が2人の場合（父母の片方認定を含む。）

2人の年間収入額をBとし、基準額を200万円とする。

(1) $B + (B \times 1 / 2) \geq 200$ 万円

仕送り額 = $B \times 1 / 2$

(2) $B + (B \times 1 / 2) < 200$ 万円

仕送り額 = 200 万円 - B

※ 認定対象者が3人以上の場合は、上記2の基準額に1人につき70万円を加算した額を基準額とする。

※ 上記2は複数の認定対象者が同一の世帯に属する場合に限る。

※ 既認定者も同様の取扱いとする。